

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容につきまして、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命

「ご契約のしおり」の記載をつぎのとおり変更します。

■15分冊の22ページ「5年ごと配当付個人年金保険「積立年金『しあわせ物語』」の「1 しくみ」中の記載（6つ目の●部分）について、つぎの内容を追加いたします。

- ・年金支払開始時の被保険者の年齢が当社所定の範囲外となる場合、10年保証期間付終身年金を選択することはできません。

■15分冊の63ページ以降「死亡給付金額例表」に、つぎの内容を追加いたします。

5年ごと配当付個人年金保険 死亡給付金額例表

保険証券に記載してある保険種目・契約年齢ならびに年金額により、下記の表を参照すれば、給付金額が概算されます。

（年金額 1 千円について）

		年金種類		
		5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
契約日から		円	円	円
年金支払開始日	1年	918	1,786	2,605
までの期間	2年	1,847	3,592	5,240
：10年	3年	2,787	5,420	7,906
保険料	4年	3,737	7,268	10,601
払込期間	5年	4,699	9,137	13,328
：5年	7年	4,792	9,319	13,593
契約日から	1年	875	1,701	2,481
年金支払開始日	2年	1,759	3,421	4,990
までの期間	3年	2,654	5,161	7,528
：15年	4年	3,559	6,921	10,095
保険料	5年	4,474	8,701	12,692
払込期間	7年	4,562	8,872	12,942
：5年	10年	4,699	9,137	13,328
契約日から	1年	833	1,620	2,363
年金支払開始日	2年	1,676	3,259	4,754
までの期間	3年	2,528	4,916	7,172
：20年	4年	3,390	6,593	9,617
保険料	5年	4,262	8,289	12,091
払込期間	7年	4,346	8,451	12,327
：5年	10年	4,474	8,701	12,692
	15年	4,699	9,137	13,328

死亡給付金は、ご加入の時期・保険料のお払い込み状況等により、経過年数や払込年数等を基準として計算します。正確な数値が必要な場合には、お手数ですが当社職員または最寄の店舗にご照会願います。

■指定代理請求特約条項 第11条

第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

■特定障害不担保特約条項 第3条

第3条（5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）および5年ごと配当付育英年金特約に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）および5年ごと配当付育英年金特約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えて本特約条項を適用します。
- (2) 5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款または5年ごと配当付こども学資保険（2014）普通保険約款の規定により保険契約者の変更が行われた場合には、この特約は消滅します。

■団体年払・半年払取扱特約条項 第2条

第2条（保険料率）

1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率（半年払契約の場合は団体半年払保険料率）とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

■団体月払取扱特約条項 第3条

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごとと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

■準団体月払取扱特約条項 第3条

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごとと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

■保険料口座振替特約条項 第3条

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、第7条（特約の消滅）第2項の場合は当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
3. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごとと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

2015年4月版

契企〔登〕12026-01